

議案第9号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成12年墨田区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成31年度及び令和2年度」に、「3万4,992円」を「2万9,160円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万9,160円」とあるのは、「3万8,880円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万9,160円」とあるのは、「5万6,376円」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第10条第2項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第10条第3項及び第4項の規定は、平成31年度分の

保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正により所得段階が第1段階の第1号被保険者に係る保険料の軽減割合が改められ、第2段階及び第3段階の第1号被保険者に係る保険料を軽減することができることとされたため、当該者に係る保険料率を改める必要がある。